

令和8年8月 高額療養費制度の見直しについて 新旧対照表

70歳未満

区分名称	適用区分	特記	現行 月額上限	令和8年8月～令和9年7月 月額上限
上位所得Ⅰ	ア	26区ア	252,600円 + (医療費総額-842,000) × 1%	270,300円 + (医療費総額-901,000) × 1%
上位所得Ⅱ	イ	27区イ	167,400円 + (医療費総額-558,000) × 1%	179,100円 + (医療費総額-597,000) × 1%
一般1	ウ	28区ウ	80,100円 + (医療費総額-267,000) × 1%	85,800円 + (医療費総額-286,000) × 1%
一般2	エ	29区エ	57,600円	61,500円
低所得	オ	30区オ	35,400円	36,900円

70歳以上

区分名称	適用区分	特記	現行 月額上限	令和8年8月～令和9年7月 月額上限
現役並みⅢ	Ⅵ	26区ア	252,600円 + (医療費総額-842,000) × 1%	270,300円 + (医療費総額-901,000) × 1%
現役並みⅡ	Ⅴ	27区イ	167,400円 + (医療費総額-558,000) × 1%	179,100円 + (医療費総額-597,000) × 1%
現役並みⅠ	Ⅳ	28区ウ	80,100円 + (医療費総額-267,000) × 1%	85,800円 + (医療費総額-286,000) × 1%
一般	Ⅲ	29区エ 41区カ 42区キ	18,000円 ※	22,000円 ※
低所得Ⅱ	Ⅱ	30区オ	8,000円 ※	11,000円 ※
低所得Ⅰ	Ⅰ	30区オ	8,000円 ※	8,000円 ※

※外来特例

引用：高額療養費制度の見直しについて（令和8年8月診療分から） <https://www.mhlw.go.jp/content/001715427.pdf>